

年金額は0.1%のマイナス改定

知らなきや損する

「令和3年度の年金額はどうなるの?」。年金を受給している人にとっては、大変気になるところです。1月22日厚生労働省から、残念なことに令和3年度の年金額が、同2年度に比べ「0.1%のマイナス改定」になることが発表されました。

公的年金は、支え手である現役世代から、年金を受給する世代への仕送り制度です。年金額は、「物価と賃金とマクロ経済スライド」によって改正されます。

平成16年の年金制度改革では、賃金が物価ほどに上昇しない場合(賃金<物価)、物価変動でなく賃金変動に合わせて年金額を改定する、つまり賃金低下に合わせて年金額を改定するルールが導入になりました。例外的な取り扱いとして、賃金と物価がともにマイナス(▲)で、賃金が物価を下回る場合(賃金<物価)、物価に合わせて改定し、また賃金だけがマイナスの場合は、年金額は据え置くとされました。

平成28年の年金改正法では、この例外を改め、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付にするという観点から、賃金が物価を下回る場合(賃金<物価)には、賃金がマイナスでも賃金に合わせて年金額を改正するルールに見直され、令和3年4月から施行されます。

これによって、令和3年度の年金額は、賃金と物価のルールから、凶表の物価(物価変動率)0.0%、賃金(名目手取り賃金変動率)▲0.1%により、賃金▲0.1%<物価0.0%から▲0.1%改正となります。

次にマクロ経済スライドによる調整です。マクロ経済スライドでは、公的年金被保険者(加入者)の変動と平均余命の伸びに基づいて調整率が設定されます。今回の調整率は、公的

令和3年度の年金額改定の指標

- 物価上昇率 …………… 0.0%
- 名目手取り賃金変動率… ▲0.1%
- マクロ経済スライドによるスライド調整率 …………… ▲0.1%
- 翌年以降に繰り越されるスライド未調整率 …………… ▲0.1%

年金被保険者の変動率が0.2%、平均余命の伸びで▲0.3%で、スライド調整率は▲0.1%です。賃金と物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないルールなので、令和3年度の年金改定額はマイナス0.1%となります。

ただし、今回のマクロ経済スライド調整率▲0.1%は、平成28年の年金改正法で調整ルールが変わり、未調整率は先送りせず、できる限り早期に調整するルールとなったために翌年に繰り越されることとなります。これにより令和4年度の年金額では、改定率がプラスなら未調整率0.1%分引き下げられることとなります。

また、令和3年度の国民年金保険料は月額1万6610円(同2年度1万6540円から+70円)、同4年度が1万6590円となります。公的年金は、私たちのマネープランに大きく関わる制度です。関心を持ていきましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …………… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …………… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00